

1 長崎県による石木ダム再検討の問題点

2011年3月6日 佐世保市議会議員 山下千秋

(一) 予断なき検証について

政府国交省は、検証を進めるにあたっては、①予断を持たずに検証すること、②どんなことを検証するかについて『再評価実施要領細目』を示して、その再検討の通知を平成22年9月27日、都道府県知事に通知しました。

検討主体とされる長崎県当局は、予断をもたずに検証検討すると言明し、検討作業に入りました。白紙にもどすべきなのに、事業認定申請の撤回を拒み続けています。平成28年完成を目指す8カ年計画も撤回していません。検証検討作業の真っ只中で、約2000万円の予算使って、大々的なテレビ・新聞使った石木ダム促進のキャンペーンを展開しました。このように石木ダム建設を促進し続けるという態度と予断なき検証、ゼロベースからの必要性論議とはまったく両立できない矛盾です。これほど県民を愚弄する態度はありません。国に対しても予断なき検証を慕いましたよ」といいつつそれに反するこの二面的態度は、まさに面従腹背という恥ずべきものです。

(二) 実現性について

国は実施要領細目で、実現性があるのかどうか、検証の柱のひとつとして重視しています。

土地所有者等の協力の見通しはどうか

これに対し、長崎県検討の場合は、『石木ダム建設に係る用地買収は約8割完了している。残る地権者の方々のご理解が必要である』とだけ記述しています。これでは、現状の到達点と課題を述べたに過ぎません。国が求めているのは見通しがどうなっているのかということであり、なんら最も大事なことが触れられていません。

事業期間の見通しはどうか

また、国は、『事業期間の見通し』についても検証を求めています。これについても長崎県検討の場合は『平成28年度完成を目標としている』とだけしか書いていません。完成目標年などはすでに国に対して何度も報告済みのことであり、ここでもとめられているのは、完成目標年次平成28年度までの事業期間内に、『完成できるのか、できないのか』その見通しはどうなっているのかが求められているのであって、何の検証にもなっていません。

二つの事例を挙げたが、もっとも明らかにすべき事実を隠し、国の最終判断を誤らせる、また、県民への誤ったシグナル発信で世論誘導をはかる許しがたい行為です。

(三) 重大な事実を隠している

何を隠しているのか、それは重大な事実です。

当局は早くから実現のみとおしに危惧、進捗状況いかんでは、別の道も探ることを検討することを公文書で表明

すでに平成20年度の時点で、『今後、進捗のないまま年を重ねるにも限度があり、どこかの時点で実現の可能性を判断し、場合によっては別の道を探る必要がある』ととの意見が一部委員にあったことを、『重要な意見と捉え、今後の進捗状況を見ながら、十分な検討を行う』とした内容の公文書（再評価結果報告書）を、市長、水道局長は厚生労働大臣に出している（平成20年2月21日）という事実です。

だから、ずるずると年を重ねるわけにはいかないと、平成28年度完成目指した8カ年工程表をつくり、最後の進捗を計ろうとしました。同時に、平成21年12月には、強制収用につながる土地収用法による事業認定申請を行ったのです。

ところが、工程表にそって、平成21年度から付け替え道路工事に入ったものの、反対地権者らの阻止行動によって工事は現在もお中断したままです。事態打開のために県知事が直接反対地権者らに協力要請を行いましたが無事に終わりました。完全に行き詰まったままです。もともと付け替え道路工事計画自体が、県道3170メートルのうち、22%にあたる710メートル、町道川原木場線1700

メートルのうち 58%にあたる 930 メートルが反対地権者のもので未買収になっており、最初から実現する見通しがないままの計画でした。用地取得もしていないのに工事着手強行という公共工事にあつて前代未聞の暴挙を行っているという事実をひた隠しにしています。

検証項目が求めている土地所有者からの理解が得られる見通しが全くないこと。事業期間内での完成の見通しも全く立っていないことを示しています。これが冷厳な現実です。

前述のとおり、最後の実現への努力を試みたものの失敗が明らかになった今こそ、勇気ある撤退が求められています。国から再検討を求められた今こそ、引き返す絶好のチャンスです。「勇気ある撤退」は称賛されこそすれ、非難されることはありません。

(四) 水利権の転用も検証されていない

これまた国が指示した要領実施細目、水利権の転用の検証がなされていません。検証では、佐々川の水利権やその取水実績がどうなっているのか実態調査もされてもいません。九州電力は 4800 トンの水利権のうち使用されているのはわずか 100 トンだけです。灌漑用の水利権 2 万 3200 トンのうち使用されているのは（平成 12 年から平成 21 年の）10 年間でわずか 38 日だけです。大部分が遊休水利権になっています。転用の可能性、条件があるにもかかわらず、全く検討された痕跡は見つけることができません。長崎県も佐世保市も、佐世保市が水不足で安定的に水を提供していくという気持ちがあるなら、国から言われるまでもなく、水利権の転用可能性に着目すべきです。佐々川の河川管理者は長崎県なのだからなおさらです。

漏水対策に及び腰だったこと、水資源確保の可能性を探求してこなかったこと、これらは、それらが実現したら、「石木は不必要ではないか」という県や市にとって逆風になることを恐れたためであったことは容易に推察できます。

ここには、真剣に佐世保市民のために水資源がほしいのではなく、石木ダム建設実現こそが県や佐世保市の目的になっているのではないかという批判が「的を射ている」ということを裏付けるものです。今回の検証態度でもその欺瞞性が貫かれているといわざるを得ません。

長崎県も佐世保市も、水不足の佐世保市に安定的に水を提供したいと考えるのなら、まず河川管理者である長崎県は、佐々川に関し、既得水利の合理化・転用の可能性について積極的な検討を行うべきです。ところが、石木ダム建設ありき、ダム建設促進を目的とするあまり正常な判断力を失い、既得水利の合理化・転用の可能性を検討しようとしません。このことは、本来、「公共水」であるはずの佐々川の水を、「官有水」すなわち行政が行政の都合に合わせて恣意的に運用することと軌を一にするものであり、看過できない重大な問題です。また、水道行政・利水については、厚生労働省の所管で、佐世保市水道局の最上級庁は厚生労働省です。その厚生労働省は、昨年 9 月 30 日、水道事業者に対し、検討主体（長崎県）からの要請には予断を持たずに必要な協力をするよう求め、同時に、既得水利の合理化・転用の可能性について検討主体と積極的に連携・調整するようにも求めています。しかし、佐世保市水道局は、どこまでも消極的な姿勢に終始し、水利の合理化・転用の可能性に一步も踏み込もうとしません。

長崎県も佐世保市も、何が何でも石木ダムを造る、石木ダム以外に代替案はないと（思考停止）状態にあります。これがまったく意図的なだけに、逆に今回の検証の実態をよくかいま見せているのではないのでしょうか。

以上、指摘した問題点から浮かびあがってくるのは、行き詰った政策の実現に固執して、検証すべき事項を故意に素通りしているという、長崎県と佐世保市の行政当局の誠実でない態度です。

先ほどから、治水にも役に立たないことが明らかにされました。

利水にも不必要であることが明らかにされました。

環境と生物多様性にとっても有害なものであるかということも明らかにされました。ゴリ押しすれば、憲法でも保障されている絶対に侵害してはならない基本的人権侵害という民主主義に反することも明瞭になりました。

役に立たないダム建設への税金投入はムダづかい

誤った政策のために莫大な税金を費やすのは、県民、市民へ損害を与える行為ではないでしょうか。石木ダム建設総事業費 530 億円もの財源があれば、どれだけの国民の暮らし支援の福祉政策などが展開できることでしょうか。石木ダム建設中止は財政再建の道です。

石木ダム建設ゴリ押しは強制収用の道

地権者のみなさんは、約 40 年間も、川原にダムを作ることに反対してこられました。県が石木ダム建設をゴリ押ししようとするれば、用地の強制収用の道しかありません。佐世保市民は、そのようにまでして水資源を確保しようとは思っていません。ダムに頼らない佐世保の水資源確保の方法は他にあります。石木ダムの建設主体である長崎県は、建設計画の撤回を 1 日も早く決断すべきです。